

議案第50号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月13日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同条第2号中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。